

# 行政改革の実施状況（ポイント）

（「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ）

平成20年3月31日 行政改革推進本部

## I 行政改革推進法の実施状況

項目	概要	実施状況
政策金融改革	<p>○20年度において、政策金融機関の組織を再編成し、新たに一の機関を設立（国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行について、組織及び機能を再編成し、その機能を新政策金融機関に担わせる。国際協力銀行の海外経済協力業務は、(独)国際協力機構に移管。沖縄振興開発金融公庫については24年度以降に統合。）</p> <p>○商工組合中央金庫、日本政策投資銀行は完全民営化。公営企業金融公庫の廃止及び資本市場等を活用した新たな仕組みへの移行</p>	<p>○以下の政策金融改革関連法が19年通常国会において成立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」</li> <li>・「株式会社日本政策投資銀行法」</li> <li>・「株式会社商工組合中央金庫法」</li> <li>・「地方公営企業等金融機構法」</li> </ul> <p>※国際協力銀行の海外経済協力業務については(独)国際協力機構に移管する等を内容とする「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が18年臨時国会において成立</p>
独立行政法人の見直し	<p>○18年度以降初めて中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し</p>	<p>○19年度の見直し対象である35の独立行政法人につき、見直し内容決定（行政改革推進本部（19年12月24日））</p> <p>○上記中期目標期間終了時の見直し対象35法人を含む101の独立行政法人について、原点に立ち返り、事務・事業や組織の在り方等について見直しを行い、「独立行政法人整理合理化計画」を閣議決定（19年12月24日）（法人数を101から85に削減、随意契約の見直しや6,000億円超（簿価）の資産処分を含む保有資産の見直し、財政支出額を1,569億円削減（対前年比、20年度政府予算ベース））</p>
特別会計改革	<p>○31特別会計の統廃合・効率化等の改革の方向性</p> <p>○財政健全化への寄与</p> <p>○特定財源の見直しの方向性</p>	<p>○「特別会計に関する法律案」が19年通常国会において成立（19年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・31の特別会計を平成22年度までに17に統廃合することとしており、平成20年度に21とした</li> </ul> <p>○20年度予算において11.7兆円を一般会計等に繰り入れる等、財政健全化に貢献</p> <p>○道路特定財源について、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（18年12月8日閣議決定）、「道路特定財源の見直しについて」（19年12月7日政府・与党）等に基づき、20年通常国会において関連法案を提出するなど、所要の見直しを実施</p>
総人件費改革	<p>○5年間で国家公務員の総数を5%以上純減するという目標を設定し、必要な施策を講ずる</p> <p>○行政機関等の職員を5%以上純減するための円滑化措置（配置転換、採用抑制等）を講ずる</p> <p>○5年間で地方公務員を4.6%以上純減するよう地方公共団体に要請し、協力する</p>	<p>○18年6月30日「国の行政機関の定員の純減について」を閣議決定し、18年度から22年度の5年間で▲5.7%（18,936人）以上の定員純減を行うなど具体的純減方策を取りまとめ。18及び19年度で▲3,631人の定員純減。20年度は、19年度（▲2,129人）のおおむね2倍となる純減（▲4,122人）を確保</p> <p>○自衛官について、20年度は▲1,015人の実員の純減（18及び19年度▲1,078人）を確保</p> <p>○特別機関（国会、裁判所、会計検査院、人事院）の職員の定員についても業務の合理化等の取組を実施</p> <p>○18年6月30日「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を閣議決定。国家公務員雇用調整本部により配置転換を推進（19年度においては748人の受入れを実施。20年度においては、783人の受入れが内定）</p> <p>○地方公務員については、19年度は、過去最大の▲47,106人（▲1.6%）の純減。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（18年7月7日閣議決定）において定められた、5年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減目標（▲5.7%）に対して、2か年で▲3.0%（▲90,826人）の純減を達成</p>

<p>国の資産及び債務に関する改革</p>	<p>○国の資産の圧縮、財政運営原則等 ○資産規模の縮減（長期的目安としてGDP比半減）、国の資産及び債務の管理の在り方の見直し</p>	<p>○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（18年7月7日閣議決定）において、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮等の方針を決定 ○資産・債務改革に係る工程表を財務大臣が取りまとめ、経済財政諮問会議に報告（19年3月27日） ○国有財産については、19年6月15日「国有財産の有効活用に関する報告書」を取りまとめ、東京23区内の庁舎及び全国の宿舎に関する移転・再配置計画を策定。同年11月30日「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」を取りまとめ、類型ごとの処分方針の明確化と売却等における民間提案を活かす仕組みの具体化を実現</p>
<p>公務員制度改革</p>	<p>○能力・実績主義に基づく人事管理、退職管理の適正化についてできるだけ早期にその具体化の措置  ○公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度の在り方について、幅広く検討  ○国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置等について検討</p>	<p>○能力・実績主義による人事管理の徹底、退職管理の適正化等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」が19年通常国会において成立 ○官房長官の下に開催する「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」で19年12月にとりまとめられた「官民人材交流センターの制度設計について（報告）」を踏まえ、20年中に官民人材交流センターを設置するべく準備 ○公務員の労働基本権については、行政改革推進本部令により設置された行政改革推進本部専門調査会において検討を行い、19年10月に報告を取りまとめ ○総理の下で「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」を開催し、20年2月報告書を取りまとめ。報告書の趣旨を踏まえ、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案（「国家公務員制度改革基本法案」（仮称））を20年通常国会に提出予定 ○官民交流の抜本的拡大を図るため、総務省において、国・経済界・有識者等からなる官民人事交流推進会議を19年度から開催</p>
<p>規制改革</p>	<p>○各分野における規制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる</p>	<p>○19年5月30日、規制改革会議の第1次答申。同年6月22日、同答申に記されている具体的施策等を踏まえ、規制改革推進のための3か年計画を策定 ○19年12月25日、規制改革会議の第2次答申。20年3月25日、同答申に記されている具体的施策等を踏まえ、規制改革推進のための3か年計画を改定</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革</p>	<p>○公共サービス改革法（市場化テスト法）に基づく改革を推進</p>	<p>○対象事業の追加等のため、19年度においては2度にわたり「公共サービス改革基本方針」を改定（閣議決定） ○基本方針改定を踏まえ、「公共サービス改革法」の一部改正法が19年通常国会において成立。20年通常国会においても提出</p>
<p>公益法人制度改革</p>	<p>○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の適切な運用を確保</p>	<p>○公益認定等委員会の発足（19年4月発足。内閣府に設置） ○同委員会の答申に基づき19年9月に関連の政令・内閣府令を制定するなど、20年12月の新制度の全面施行に向けた準備を推進</p>
<p>政策評価の推進</p>	<p>○内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施の推進</p>	<p>○「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、政策評価の重要対象分野の選定及び関係府省における評価の実施を推進</p>
<p>その他横断的事項</p>	<p>○政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う</p>	<p>○左記の考え方にに基づき、総人件費改革、市場化テストなどを推進</p>

## II 既往の閣議決定の実施状況

項目	概要	実施状況
政府関係法人の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特殊法人等整理合理化計画の具体化の推進</li> <li>○行政代行法人等の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改革対象163法人のうち148法人について既に廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、措置済み</li> <li>○国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人については、指定等基準の明確化や料金・積算根拠のインターネットによる公開等の見直しを決定(行政改革推進本部(20年3月31日))</li> </ul>
社会保険庁改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運營業務は非公務員型の新法人に担わせることについて盛り込んだ「日本年金機構法」が19年通常国会において成立</li> <li>○19年8月、日本年金機構の職員の採用及び業務の委託の基本的事項について、学識経験者の意見を聴くため、内閣官房において「年金業務・組織再生会議」を開催</li> </ul>
行政効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各府省毎に行政効率化推進計画を作成し、行政効率化を推進</li> <li>○取組実績をフォローアップし公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政効率化関係省庁連絡会議を開催(20年2月7日)</li> <li>主要な取組の20年度予算における削減効果は▲1,175億円(取組開始後の累計額)</li> <li>18年度における公共事業のコストの縮減効果は▲5,323億円</li> </ul>
電子政府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子政府構築計画に盛り込まれた施策を着実に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスを18年4月から開始し、各府省の手続の移行を実施中(これまでに11府省が実施)</li> <li>○最適化対象の業務・システムのうち84分野について最適化計画を策定</li> </ul>
地方分権の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村合併の推進</li> <li>○地方公共団体の行政改革に関する取組状況を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村合併は、11年3月末に3,232あった市町村が20年3月末には1,793となるなど、相当程度進展</li> <li>○各地方公共団体の取組状況を団体間で比較可能な形で19年度も公表(19年9月21日)</li> </ul>